○豊田市立学校施設開放規則

平成１８年１２月２７日

教育委員会規則第１１号

改正　平成１９年３月３０日教委規則第３号

平成２３年３月３１日教委規則第１号

令和２年３月２６日教委規則第１９号

令和２年１２月２５日教委規則第３１号

令和３年３月３０日教委規則第６号

豊田市立学校施設開放規則（昭和５０年教育委員会規則第４号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、豊田市立学校施設開放条例（平成１８年条例第８１号。以下「条例」という。）第３条第１項及び第１０条の規定に基づき、豊田市立の小学校、中学校及び特別支援学校の施設を市民の利用に供すること（以下「学校開放」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理責任）

第２条　学校開放中の管理責任は、豊田市立学校管理規則（昭和４５年教育委員会規則第２号）第５章の規定にかかわらず、教育委員会に帰属するものとする。

（管理員）

第３条　学校開放を行う学校（以下「開放校」という。）に管理員を置く。

２　管理員は、教育委員会が委嘱し、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）開放施設（条例第２条に規定する開放施設をいう。以下同じ。）の錠の開閉

（２）備品等の貸出し

（３）利用終了後の開放施設、備品等の点検

（４）開放施設、備品等の利用に関する指導

（５）開放施設・屋外施設夜間照明設備使用料納付券の確認

（６）学校施設利用許可変更届の受領

３　管理員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

４　前項本文の規定にかかわらず、管理員が欠けた場合の補欠管理員の任期は、前任者の残任期間とする。

（学校開放運営協議会）

第４条　次に掲げる事項を協議するため、開放校ごとに学校開放運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

（１）地域の社会教育の振興に関すること。

（２）開放施設の適切な管理及び学校開放の円滑な運営に関すること。

２　運営協議会の委員（以下「委員」という。）は、教職員、管理員、利用団体の代表者等のうちから教育委員会が委嘱する。

３　委員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

４　前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　運営協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

６　委員長は、運営協議会を総理し、運営協議会を代表する。

７　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（開放日及び開放時間）

第５条　開放施設の開放日は、年間とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めたときは、運営協議会が定める日を除く日を開放日とすることができる。

２　開放施設の開放時間は、別表に定めるとおりとする。

３　教育委員会は、前２項の規定にかかわらず、特に必要があると認めたときは、臨時に開放日又は開放時間を変更することができる。

（利用許可の手続）

第６条　条例第３条第１項の規定により利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、学校施設利用許可申請書（様式第１号）を教育委員会に提出しなければならない。

２　教育委員会は、前項の規定により利用の申請があった場合において、これを許可したときは、学校施設利用許可書（様式第２号。以下「許可書」という。）を申請者に交付するとともに、学校施設利用許可通知書（様式第３号）により管理員に通知するものとする。

（利用許可の変更）

第７条　開放施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた範囲内において許可書に記載された事項を変更しようとするときは、学校施設利用許可変更届（様式第４号）により、あらかじめ管理員に届け出なければならない。

２　利用者は、前項の場合において利用時間を変更しようとするときは、変更後の利用時間に応じた使用料を納付しなければならない。

（使用料の納付方法）

第８条　条例第７条第１項に規定する使用料は、開放施設の利用を開始するときまでに納付しなければならない。この場合において、当該使用料を納付した者に開放施設・屋外施設夜間照明設備使用料納付券（様式第５号。以下「納付券」という。）を交付するものとする。

（利用者の義務及び届出）

第９条　利用者は、開放施設の利用に際して、許可書を管理員に提示し、利用中は管理員の指示に従わなければならない。

２　利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（１）利用許可を受けていない施設及び附属設備を利用しないこと。

（２）喫煙をし、又は許可を受けた場合以外の場所で火気を使用しないこと。

（３）他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を持ち込まないこと。

（４）前３号に掲げるほか、開放施設の管理に支障を生ずるおそれのある行為をしないこと。

３　利用者は、開放施設の利用が終わったときは、速やかに施設、設備等を整理整頓し、学校施設利用報告書（様式第６号）に納付券を貼り付けて、管理員に提出しなければならない。

（委任）

第１０条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

２　この規則の規定に基づく利用許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行

うことができる。

附　則（平成１９年３月３０日教委規則第３号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年３月３１日教委規則第１号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に改正前の豊田市立学校施設開放規則の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市立学校施設開放規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（令和２年３月２６日教委規則第１９号）

（施行期日）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に改正前の豊田市立学校施設開放規則の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市立学校施設開放規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（令和２年１２月２５日教委規則第３１号）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に改正前の豊田市立学校施設開放規則の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市立学校施設開放規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（令和３年３月３０日教委規則第６号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

開放施設の開放時間

区分	平日	休日

旭地区及び小原地区の開放施設	午後５時から午後１０時まで	午前８時から午後１０時まで
足助地区の開放施設	午後５時から午後９時３０分まで	午前８時から午後９時３０分まで
その他の地区の開放施設	午後５時から午後９時まで	午前８時から午後９時まで

備考　「休日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、振替休業日（豊田市立学校管理規則第７条の規定により授業日と振り替えられた休業日をいう。）並びに豊田市立学校管理規則第６条第２項に規定する学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日をいう。

様式第1号(第6条関係)

学校施設利用許可申請書

豊田市教育委員会　様

注意　記入上の注意を読んでから記入してください。

申請日　　年　　月　　日			
利用学校名	学校	団体名	
申請者氏名		登録番号	
利用責任者 住所			
利用責任者 氏名		電話番号	
利用場所	校　庭　体育館　武道場 その他(　　)	目的 (種目)	

申請	利用日時		人数	使用料
1	年　月　日(　) 屋外夜間照明利用時間	午前・午後　時　分 ～午前・午後　時　分 午後　時　分～午後　時　分	人	円
2	年　月　日(　) 屋外夜間照明利用時間	午前・午後　時　分 ～午前・午後　時　分 午後　時　分～午後　時　分	人	円
3	年　月　日(　) 屋外夜間照明利用時間	午前・午後　時　分 ～午前・午後　時　分 午後　時　分～午後　時　分	人	円
4	年　月　日(　) 屋外夜間照明利用時間	午前・午後　時　分 ～午前・午後　時　分 午後　時　分～午後　時　分	人	円
5	年　月　日(　) 屋外夜間照明利用時間	午前・午後　時　分 ～午前・午後　時　分 午後　時　分～午後　時　分	人	円

管理員氏名		電話番号	

記入上の注意

1　太枠の中のみ記入してください。

2　この申請書で最大5回の利用について申請できますが、申請書は月ごとに作成してください。

3　利用場所が異なる場合は、別の申請書に記入してください(利用場所ごとに申請書を作成してください。)。

4　管理員が異なる場合は、別の申請書に記入してください(管理員ごとに申請書を作成してください。)。

5　申請者氏名は、登録証の責任者名を記入してください。

6　利用責任者は、20歳以上の方を記入してください。

様式第2号（第6条関係）

（申請者用）

学校施設利用許可書

豊田市教育委員会　印

			申請日　　年　　月　　日	
利用学校名		学校	団体名	
申請者氏名			登録番号	
利用責任者	住所			
	氏名		電話番号	
利用場所		校　庭　体育館　武道場 その他（　　）	目　的 （種目）	

許可	利用日時		人数	使用料
1	年　月　日（　）	午前・午後　時　分 ～午前・午後　時　分	人	円
	屋外夜間照明利用時間	午後　時　分～午後　時　分		
2	年　月　日（　）	午前・午後　時　分 ～午前・午後　時　分	人	円
	屋外夜間照明利用時間	午後　時　分～午後　時　分		
3	年　月　日（　）	午前・午後　時　分 ～午前・午後　時　分	人	円
	屋外夜間照明利用時間	午後　時　分～午後　時　分		
4	年　月　日（　）	午前・午後　時　分 ～午前・午後　時　分	人	円
	屋外夜間照明利用時間	午後　時　分～午後　時　分		
5	年　月　日（　）	午前・午後　時　分 ～午前・午後　時　分	人	円
	屋外夜間照明利用時間	午後　時　分～午後　時　分		
管理員氏名			電話番号	

注意

1　来たときよりも美しくして帰りましょう。

2　学校は教育の場です。子ども達の手本となるよう努めましょう。

3　利用中は管理員の指示に従ってください。

4　政治、宗教、営利等を目的とする行為等、学校開放事業にふさわしくない活動のためには利用できません。

5　清掃、整理整頓、火気の点検等、利用上のきまりを守りましょう。

6　体育館、武道場等の屋内施設及び夜間照明設備を利用する場合は、使用料の納付が必要です。あらかじめ開放施設・屋外施設夜間照明設備使用料納付券を購入してください。

7　利用許可は、学校教育活動の都合により、中止し、又は変更されることがあります。

8　この利用許可書は、全ての利用が終了するまで保管してください。

様式第3号（第6条関係）

（管理員用）

学校施設利用許可通知書

<table>
<tr><td colspan="3">管理員　様</td><td colspan="2">申請日　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用学校名</td><td>学校</td><td>団体名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">申請者氏名</td><td></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用責任者</td><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">利用場所</td><td>校　庭　体育館　武道場
その他（　　）</td><td>目的
（種目）</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>許可</th><th colspan="2">利　用　日　時</th><th>人数</th><th>使用料</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>年　月　日（　）</td><td>午前・午後　時　分
～午前・午後　時　分</td><td rowspan="2">人</td><td rowspan="2">円</td></tr>
<tr><td>屋外夜間照明利用時間</td><td>午後　時　分～午後　時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>年　月　日（　）</td><td>午前・午後　時　分
～午前・午後　時　分</td><td rowspan="2">人</td><td rowspan="2">円</td></tr>
<tr><td>屋外夜間照明利用時間</td><td>午後　時　分～午後　時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>年　月　日（　）</td><td>午前・午後　時　分
～午前・午後　時　分</td><td rowspan="2">人</td><td rowspan="2">円</td></tr>
<tr><td>屋外夜間照明利用時間</td><td>午後　時　分～午後　時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>年　月　日（　）</td><td>午前・午後　時　分
～午前・午後　時　分</td><td rowspan="2">人</td><td rowspan="2">円</td></tr>
<tr><td>屋外夜間照明利用時間</td><td>午後　時　分～午後　時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>年　月　日（　）</td><td>午前・午後　時　分
～午前・午後　時　分</td><td rowspan="2">人</td><td rowspan="2">円</td></tr>
<tr><td>屋外夜間照明利用時間</td><td>午後　時　分～午後　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">管理員氏名</td><td></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
</table>

管理員の職務内容は次のとおりです。

1　施設の鍵の開閉
2　器具、備品等の貸出管理
3　利用終了報告書の受領
4　利用終了後の施設、器具、備品等の異常の有無及び整備状況の点検
5　施設、器具、備品等の利用方法の指導及び監督
6　開放施設・屋外施設夜間照明設備使用料納付券の確認
7　その他学校施設等の保守管理に必要な事項

様式第4号（第7条関係）

（教育委員会提出用）

学校施設利用許可変更届

管理員　様

記入上の注意　※の欄は記入しないでください。			申請日　　年　　月　　日	
利用学校名		学校	団体名	
申請者氏名			登録番号	
利用責任者	住所			
	氏名		電話番号	
利用場所	校庭　体育館　武道場 その他（　　）		目的 （種目）	

許可	利用日時		人数	使用料
1	年　月　日（　） 午前・午後　時　分 ～午前・午後　時　分		人	円
	屋外夜間照明利用時間	午後　時　分～午後　時　分		
2	年　月　日（　） 午前・午後　時　分 ～午前・午後　時　分		人	円
	屋外夜間照明利用時間	午後　時　分～午後　時　分		
3	年　月　日（　） 午前・午後　時　分 ～午前・午後　時　分		人	円
	屋外夜間照明利用時間	午後　時　分～午後　時　分		
4	年　月　日（　） 午前・午後　時　分 ～午前・午後　時　分		人	円
	屋外夜間照明利用時間	午後　時　分～午後　時　分		
5	年　月　日（　） 午前・午後　時　分 ～午前・午後　時　分		人	円
	屋外夜間照明利用時間	午後　時　分～午後　時　分		

管理員氏名		電話番号	

変更内容		※変更後使用料	※確認欄	
1		円		
2		円		
3		円		
4		円		
5		円		

様式第5号（第8条関係）

開放施設・屋外施設夜間照明設備使用料納付券

開放施設・屋外施設夜間照明設備使用料納付券

円

●管理員が提示する学校施設利用報告書の学校開放施設等使用料納付証明書欄に貼り付けてください。
●納付券は、必要金額を確認した上で購入してください。
●納付券の払戻しはしません。

豊田市教育委員会

No.

様式第6号(第9条関係)

(管理員→教育委員会)

学校施設利用報告書

年　　月　　日

利用責任者氏名						管理員氏名					
区分	点検欄					区分	点検欄				
	許可1	許可2	許可3	許可4	許可5		許可1	許可2	許可3	許可4	許可5
清掃						清掃					
整理整頓						整理整頓					
ゴミの処理						ゴミの処理					
備品の返却						備品の返却					
備品等の異常						備品等の異常					
火気の点検						火気の点検					
管理員への連絡						納付券の確認					
施錠						施錠					
※その他(お気づきのことをご記入ください。)						※その他(お気づきのことをご記入ください。)					

注意　1　点検は利用するごとに行ってください。

2　全ての利用が終了したら、管理員に提出してください。

3　豊田市立学校施設開放条例第9条の規定に基づき、損害賠償を請求する場合がありますので、必ず正しくチェックしてください。

学校開放施設等使用料納付証明書

許可1	許可2	許可3	許可4	許可5
使用料　円	使用料　円	使用料　円	使用料　円	使用料　円
納付券貼付欄	納付券貼付欄	納付券貼付欄	納付券貼付欄	納付券貼付欄

注意　1　納付券は、利用するごとに貼り付けてください。

2　利用時間について、1時間未満の端数は1時間として計算してください。

様式第１号（第６条関係）

様式第２号（第６条関係）

様式第３号（第６条関係）

様式第４号（第７条関係）

様式第５号（第８条関係）

様式第６号（第９条関係）